

## 生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和7年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年3月4日

生駒市監査委員 東良徳一

生駒市監査委員 平松亜矢子

生駒市監査委員 改正大祐

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

令和7年9月30日から令和7年12月19日まで

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象部局

経営企画部	秘書課、企画政策課、広報広聴課
総務部	総務課（情報システム管理室及び公平委員会を含む。）、人権施策課（人権文化センター、ダイバーシティ推進プラザ及び児童館を含む。）
財務部	財政課、課税課、収税課
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）、脱炭素まちづくり推進課、SDGs・公民連携推進課、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）
福祉部	地域共生社会推進課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課
建設部	事業計画課、下水道課（竜田川浄化センターを含む。）
選挙管理委員会事務局	

##### (2) 対象期間

令和6年度及び令和7年度

#### 4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、各基金の必要性及び使用状況及び補助金等交付事務を重点項目として監査を行った。

#### 5 監査の結果

監査した結果、一部の所属において、事後調定に係る収入の調定処理が遅延していた事例、受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理が遅延していた事例、つり銭用資金保管簿が作成されていなかった事例等の軽微な事項が認められたが、生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において法令に適合していると認められないものはなかった。また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていると認められないもの並びにその組織及び運営の合理化に努めていると認められないものはなかった。

その他、事務処理上改善・検討を要する軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

なお、重点項目（各基金の必要性と使用状況及び補助金等交付事務）に係る監査の結果については、令和7年度定期監査（第2回）の結果報告と併せて報告する。

(別紙)

## 経営企画部

### 秘書課

1 監査実施日 令和7年10月6日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 市長交際費について

市長交際費支出状況表を確認するとともに、手持現金の残額を確認したところ、支出処理及び現金の管理については、確認した範囲内において概ね適正に行われていたことを確認した。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)現金の取扱事務について

市長交際費、道路通行料及び自動車借上料の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 企画政策課

1 監査実施日 令和7年10月1日

2 監査結果

(1)歳入について

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 広報広聴課

1 監査実施日 令和7年10月3日

2 監査結果

(1)歳入について

広報いこまの広告欄及び市ホームページのバナー広告に係る広告収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されて

いると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総務部

### 総務課(情報システム管理室及び公平委員会を含む。)

1 監査実施日 令和7年12月8日～12月12日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

##### ア 財産貸付収入について

市有土地の賃貸借に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の収入事務について

市庁舎太陽光発電に伴う売電収入、古紙等売払い収入、文書開示に伴う写し交付手数料、コピー代収入等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

コインコピー機用つり銭については、コインコピー機内にて保管・管理、着払用の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 人権施策課(人権文化センター、ダイバーシティ推進プラザ及び児童館を含む。)

1 監査実施日 令和7年12月4日～12月5日

2 監査結果

## (1)歳入について

### ア 施設使用料収入について

コミュニティセンターの施設使用料収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、施設使用許可申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 物品売払収入について

「万葉絵はがき」、文化財マップ等の物品の売払いについて、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると求められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ その他の収入について

人権文化センター使用料及び人権文化センター講座参加負担金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2)歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

# 財務部

## 財政課

1 監査実施日 令和7年9月30日

2 監査結果

### (1)歳入について

普通交付税等の収入について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2)歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 課税課

1 監査実施日 令和7年12月1日～12月3日

2 監査結果

(1)歳入について

閲覧手数料、証明手数料等収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、交付申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫及びレジスターにて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 収税課

1 監査実施日 令和7年12月1日～12月3日

2 監査結果

(1)歳入について

歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫及びレジスターにて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられ

なかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 地域活力創生部

### 地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）

1 監査実施日 令和7年11月10日～11月13日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

市有土地の賃貸借に係る収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 補助金等の支出事務について

自治振興補助金、いこまどんどこまつり実行委員会補助金、地区集会所補助金、地区集会所省エネ設備導入事業補助金等の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為何書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 脱炭素まちづくり推進課

1 監査実施日 令和7年12月17日～12月18日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

太陽光発電施設設置に係る行政財産使用料等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（公共施設）、地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（戸建住宅）及び創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### SDGs・公民連携推進課

1 監査実施日 令和7年12月15日～12月16日

2 監査結果

#### (1)歳入について

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 補助金等の支出事務について

省エネ家電等買い換え補助金等の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）

1 監査実施日 令和7年11月17日～11月21日

2 監査結果

#### (1)歳入について

##### ア 使用料及び手数料収入について

火葬場使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、ごみ処理手数料の収入について一部調定処理が遅延していたものがあったため口頭で注意した。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の収入について

汚泥処理負担金、キエーロモニター参加費、リサイクル売払代金等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、つり銭用資金保管簿が一部作成されていなかったため、早急に作成し適正に運用するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

# 福祉部

## 地域共生社会推進課

1 監査実施日 令和7年10月20日～10月23日、11月4日

2 監査結果

### (1) 歳入について

老人保護措置負担金、RAKU-RAKUはうすの使用料等に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

生駒市社会福祉協議会運営補助金、生駒市民生・児童委員活動費交付金、生駒市老人クラブ活動補助金等の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (3) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 障がい福祉課

1 監査実施日 令和7年10月27日～10月30日

2 監査結果

(1)歳入について

行政財産使用料、市有土地及び物件賃貸料収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 生活支援課

1 監査実施日 令和7年10月14日～10月17日

2 監査結果

(1)歳入について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金、同法第78条の規定に基づく徴収金等の収入事務について、歳入予算差引簿、収入伝票、調定伝票等を照合・確認した。生活保護費返還金に係る未収金について、限られた人員の中で十分な調査を行い適正な債権管理を行うことは、職員にとって相応の負担が伴うと思われるが、受給者間の公平性を確保するため、適正かつ効率的な債権管理を行い未収金の徴収に努められたい。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理

されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (3) 現金の取扱事務について

行旅人移送費用等の現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 地域包括ケア推進課

1 監査実施日 令和7年10月7日～10月10日

2 監査結果

### (1) 歳入について

老人保護措置費負担金等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

生駒市機能訓練事業補助金の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 建設部

### 事業計画課

1 監査実施日 令和7年11月5日～11月7日、11月20日

2 監査結果

### (1) 歳入について

地籍調査成果等交付手数料、コピー代等に係る収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 下水道課（竜田川浄化センターを含む。）

1 監査実施日 令和7年11月25日～11月28日

2 監査結果

### (1) 歳入について

#### ア 下水道受益者負担金について

下水道受益者負担金の収入について、調定伝票、収入伝票、受益者申告書、負担金決定通知書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の収入について

コピー代等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、窓口で受領した現金について、出納取扱金融機関に払い込む処理が一部遅延していたため、適正に処理するよう口頭で指導した。

その他については、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

浄化槽設置整備事業補助金、宅地内汚水ポンプ設備補助金維持管理補助金等の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において概ね法令等に適合し適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 令和7年12月19日

2 監査結果

(1)歳入について

参議院議員選挙費委託金の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。